

# いわき市 災害補償制度（避難支援者保険）のご案内

いわき市では、避難行動要支援者の個別避難計画における避難支援者となっている住民の皆さまが安心して避難支援活動に参加いただけるよう、市が避難支援者を対象とした保険に加入しています。

## 制度の内容

避難支援活動中に発生した**ケガ**と**損害賠償責任**を補償する制度

### 【ケガの事故】

急激かつ偶然な外来の事故により発生した避難支援者自身のケガ

### 【損害賠償責任の事故】

他人にケガを負わせてしまったり、ものを壊してしまったことにより発生する法律上の損害賠償責任

## 対象となる活動

自治体が避難情報を発令し避難所を開設している、災害が発生している又は災害発生のおそれがある状況で、以下の避難支援活動に従事していること

- |             |                           |
|-------------|---------------------------|
| ① 避難支援・避難誘導 | ④ 避難行動要支援者の救出救護           |
| ② 安否確認      | ⑤ 避難訓練（避難訓練の場合は避難情報発令は不要） |
| ③ 情報の収集伝達   | ⑥ ①～⑤以外の避難支援に類する活動        |

※ 平時の見守り活動は対象となりません。

※ 民生・児童委員及び消防団員については、別途補償制度が設けられていることから対象外となります。

## 補償の対象とならない場合

### （避難支援者のケガの補償）

- ・故意または重大な過失
- ・自殺行為、犯罪行為または闘争行為
- ・脳疾患、疾病または心神喪失
- ・無資格運転、酒気を帯びた状態の運転または麻薬等により正常な運転ができないおそれがある状態での運転
- ・頸部症候群、腰痛等で医学的他覚初見のないもの
- ・妊娠、出産、早産または、流産
- ・職業または職務に従事している間の事故
- ・単独で避難している際の事故
- ・消防団として活動している際の事故
- ・地震、噴火、津波に起因する損害 等

### （賠償責任の補償）

- ・故意
- ・地震、噴火または津波による損害
- ・心神喪失に起因する事故
- ・航空機、自動車または銃器の所有、使用または管理に起因する事故
- ・被保険者の職業上の職務遂行に直接起因する事故
- ・専門職業人資格に基づいて行う施術に起因する事故
- ・交通事故の自車両の費用及び相手方（同乗者）への賠償 等
- ・以下の方への賠償は補償されません
  - 被保険者の配偶者
  - 被保険者またはその配偶者と生計を共にする同居の親族（※2）
  - 被保険者またはその配偶者と生計を共にする別居の未婚のお子様
  - （※2）親族とは、6親等内の血族、配偶者、および3親等内の姻族をいいます。（民法725条）

※保険での対象になるかどうかの判断は、保険会社が判断をおこないます。

## 補償の内容

|         | 保険金の種類  |        | 保険金額      |
|---------|---------|--------|-----------|
| ケガの補償   | 死亡保険金   |        | 500万円     |
|         | 後遺障害保険金 |        | 500万円（最大） |
|         | 入院保険金額  |        | 日額 3,000円 |
|         | 手術保険金   | 入院中の手術 | 30,000円   |
|         |         | 外来の手術  | 15,000円   |
|         | 通院保険金額  |        | 日額 1,500円 |
| 賠償責任の補償 | 保険金額    |        | 1億円       |

## 事故が発生した際の手続き

### 1 事故の記録

▼ 事故が発生した場合、後で事故を証明できるように、事故発生の時間、場所、状況等、賠償事故の場合は、現場の写真など事故の内容を記録してください

### 2 事故の通報（市へ連絡 TEL：0246-22-7451）

▼ 事故発生後、速やかに「いわき市保健福祉課」まで電話等でご連絡ください。

### 3 「事故報告書兼確認書」の提出

- ・「事故報告書兼確認書」（HP掲載の様式）を市へご提出ください。
- ・治療先の領収書、賠償事故の場合は写真などもあわせてご提出ください。
- ・市から保険会社へ報告し、保険の対象となるかを審査します。

### 4 保険金請求書の提出

- ・保険の対象となる場合、保険会社から被保険者の方へ保険金請求書をお送りしますので、所定の項目を記載のうえ、保険会社へ返送してください。
- ・ご指定の口座に保険金が支払われます。



賠償事故の場合、相手方との示談交渉は行いません。  
被保険者ご本人に行っていただく必要があります。

【連絡先】 いわき市役所 保健福祉部 保健福祉課

住 所：福島県いわき市平字梅本21番地

電話番号：0246-22-7451